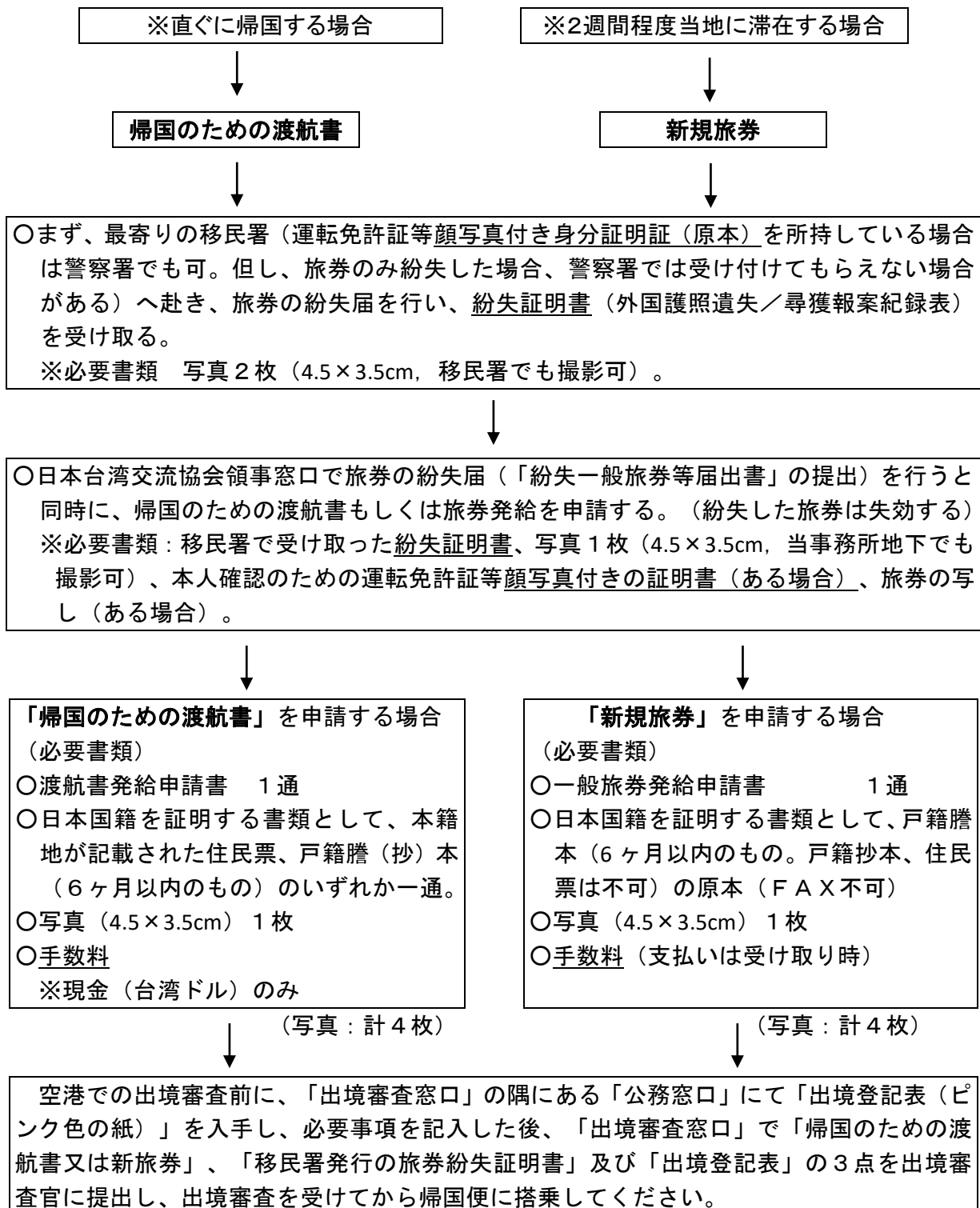


旅券を紛失等した方へ

以下の要領に従って、「帰国のための渡航書」又は「新規旅券」を申請してください。



旅券の悪用を危惧する場合や旅券以外の物も紛失（盗難）した場合は、移民署、警察署の両方に届け出ることをお勧めする。